

中能登町祭町制施行 20 周年記念及び復興元年 音楽イベント事業業務委託に係る仕様書

1 業務名

令和 7 年度中能登町祭町制施行 20 周年記念及び復興元年音楽イベント事業業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和 7 年（2025 年）10 月 31 日（金）まで

3 目的

本業務は、下記の要求仕様の検証事業において実施するものとする。

中能登町祭町制施行 20 周年及び復興元年の音楽イベントとして、「ふるさと ふれあい 心を育む 中能登町」の基本理念に基づき、音楽で会場がひとつとなり能登半島地震からの復興を祈るとともに、中能登町の誇る「どぶろく」「おにぎり」などの歴史コンテンツを活かし、地域住民の融和と地域産業（繊維・農業）の育成、文化の創造を図り、地域ブランドの確立、にぎわいと活力のある町、強い絆を育むまちづくりを目指すとともに、次世代へ継承すべく若者世代（町出身者や大学生）も企画運営・イベントに参画できる持続可能なイベントとして開催する。

（予定）歌手 一青窈氏及び一青妙氏※調整不可の場合の代替案も提案すること。

※イベント名は町と協議のうえ柔軟に変更可能。

4 業務の内容

催事名称	中能登町祭町制施行 20 周年記念及び復興元年音楽イベント
実施日時・場所	●開催日 令和 7 年 10 月予定 ●全体時間 10：00 から 16：00（予定のため多少変更あり） 歌謡ショー実施時間（一青窈氏ほか） 場 所 中能登町レクトピアパーク周辺 （中能登町井田ほ部 25 番地）
予算額	7, 000 千円以内（税込み）
見積内容	① 出演者及び司会者における出演料 ② 出演者、司会及びスタッフの旅費及び宿泊料（弁当・飲料含む） ③ 音楽著作権料 ④ 企画制作費（総合進行、総合司会、その他貴社企画雑費を含む） ⑤その他広告・デジタル技術を活用した情報発信（中継含む）、グルメ店舗などのテント設営に関するもの。
実証期間	契約締結後から 令和 7 年 10 月 31 日（金）まで
企画内容	② ステージにおける総合進行及び司会に関すること ② 歌謡ショー、グルメ店舗に関すること （キッチンカーなどの店舗の連携も可能） ③ 出演者及びスタッフの公募、送迎及び宿泊等に関すること ④ その他スケジュール、雨天時の対応、貴社企画に関すること

	※大型ショッピングセンターや道の駅とも連携すること
その他	・ イベントの入込客数、満足度、運用効果・評価分析を実施すること。（アンケート調査などで定量を図る） 受託事業者と協議のうえ、決定する。

※その他、実証時期については、受託事業者選定後に調整する。

5 契約期間

契約締結日から令和7年（2025年）10月31日（金）まで

6 成果物の納入

納入する成果物と納入期限は次のとおりとする。

成果物	納入期限	納入部数
委託業務実績報告書	令和7年（2025年）10月31日（金）	電子データ
イベント入込客数	概算ではなく統計的な定量測定を図る	電子データ
イベント満足度	アンケートなどで実施	電子データ
運用効果・評価分析	実施後のフィードバックや所見など	電子データ

7 検査

- （1）受託事業者は、本業務を完了したときは速やかに中能登町に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。
- （2）受託事業者は、自らの責に帰すべき理由による成果物の不良個所等が発見された場合は、速やかに訂正又は補足及びその他の処置を取るものとする。

8 委託料の支払いについて

委託料の支払いについては、実績に基づいて精算を行うこととする。但し、委託業務の一部であって既に完了した部分に相当する額については、中能登町と協議の上、部分払いを請求することができる。

9 再委託

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。ただし部分的に外注する場合は、関係する下請け業者計画のリストを提出すること。

10 個人情報の保護

（1）守秘義務等について

受託事業者は、委託業務の遂行上知り得た情報は、受託業務遂行の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。

（2）個人情報の取り扱いについて

ア 委託業務の遂行上知り得た個人情報や法人情報については、受託事業者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。また、業務完了後、受託事業者が保有する機器等にデータが残存している場合は、受託

事業者の責任において確実にデータの破棄を行うこと。

イ 受託事業者は事業実施にあたり、収集する個人情報及び法人情報について、中能登町に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。

ウ 事業実施にあたり収集した個人情報や法人情報は本町に帰属するものとし、中能登町の指示に従い提供を行うこと。

(3) 著作物の譲渡等

受託事業者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう）を当該著作物の引渡し時に中能登町に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受託事業者が従前より保有するものの著作権は、受託事業者に留保されるものとし、受託事業者は中能登町及びその指定する者の必要な範囲において無償で使用することを許諾するものとする。

1.1 調査等

中能登町は、必要があると認めるときは、受託事業者に対して本業務の処理状況について報告を求めることができる。この場合において、受注事業者はこれに従わなければならない。

1.2 その他留意事項

- (1) 受託事業者は、事業目的の達成に向けて、本業務の運営者として当事者意識を持ち、自主的に業務に取り組み、必要に応じて中能登町に報告・連絡・相談を行うとともに、その指示に従うこと。
- (2) 提出書類・印刷物等については、複数人で内容を確認・精査し、中能登町に提出すること。
- (3) 中能登町の関係部署や外部団体との十分な連携を図ること。
- (4) 受託事業者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (5) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託事業者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、中能登町及び受注事業者双方合意の上、決定するものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、中能登町と受託事業者が協議して定めるものとする。
- (7) 受託事業者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後、5年間これを保存しておかなければならない。

(参考) 過去の中能登町祭の出演者など

●R2 以降、新型コロナウイルスや能登半島地震の影響で休止

H31	島津悦子、荒牧陽子、ヒューマン中村、加賀山紋	計4組
H30	川中美幸、弦哲也、にゃんこスター、加賀山紋	計4組
H29	ジェロ、キンタロー、カミナリ、加賀山紋	計4組
H28	アグネス・チャン、やしろ優、加賀山紋、かなざわ娘	計4組
H27	森昌子、永村幸治、加賀山紋	計3組
H26	山本譲二、加賀夕子、sonido、山本智美、ほか地元歌手	計6組
H25	八代亜紀、朝倉さや、ほか地元歌手等	計5組
H24	鳥羽一郎、なかじままり、川野夏美、ほか地元歌手	計5組
H23	水森かおり、青木美保、森川つくし、ほか地元歌手	計6組
H22	堀内孝雄、前田有紀、浅田あつこ、ほか地元歌手	計6組
H21	キム・ヨンジャ、三倉茉奈・佳奈、ほか地元歌手	計4組
H20	伍代夏子、みずき舞、ほか地元歌手	計3組
H19	田川寿美、Mr 中村半次郎、地元歌手ほか	計4組
H18	瀬川英子、シルヴィア・三輪一雄ほか	
H17	千昌夫、音羽しのぶほか	